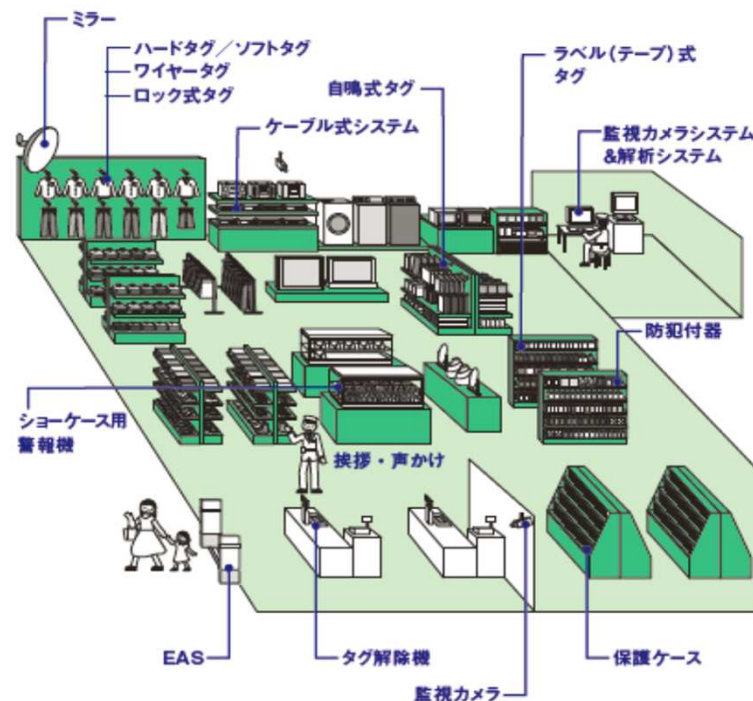


小売業向け推奨顔認証システム制度説明会

店舗・地域のための顔認証システム その安全利用に向けて



本日の流れ

1. 最近の万引事例(窃盗鞆の横行)と本説明会の趣旨
2. 人的警備と画像システム(顔認証 & VMS等)の効果的活用
3. 個人情報保護法を遵守した「防犯情報の共同利用」公開に賛同
4. ガイドライン説明
5. 今後のJEAS予定

小売業向け推奨顔認証システム制度の内容

1. 制度の内容

JEASでは、防犯目的で顔認証システム（来店者検知システム）導入を検討する小売業様に、JEASで定めた基準に適合するシステム機器及び個人情報保護に関する法律等 関係法令を遵守し、安心して安全なシステムを運用できる「推奨顔認証システム制度」制度を準備しております。会員外の顔認証システム企業にも広く参画していただくことを目的とした自主認定制度です。

2. 説明担当

～カメラ画像安全利用推進委員会メンバー～

| | |
|-----------|----------------------------|
| 稲本義範（会長） | 高千穂交易株式会社 |
| 摺田祐司（理事） | 日本電気株式会社 |
| 山本健二（理事） | グローリー株式会社 |
| 関口昭義（WG長） | パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 |



人的警備と画像システム(顔認証&VMS等)の効果的活用

人的警備と画像システム(顔認証&VMS等)の効果的活用

Deter if we can – Apprehend if we must

Deter if we can – Apprehend if we mustとは、万引を防ぐに努めたい、それでも万引を事象してくる者に対しては必ず万引を捕まらなければならない、という趣意です。知能F防犯のLPCのコンセプト。

日頃より万引防止システムをお使いいただきありがとうございます。

昨今の少子高齢化に伴う労働人口減少の中で、限られた人的資源を有効に活用していくことが求められております。この冊子では万引対策の生産性向上を、警備と画像システム(顔認証&VMS等)面から考えました。防犯業務も最終は人が判断しなければいけません。その判断が的確に行えるために以下の効率化ポイントをご参照いただければ幸いです。当工業会では、このような活動を通して、多くの皆様様に、リテールセキュリティ&ソリューションの新風を感じていただけるようメンバー一丸となって研鑽に努めてまいります。



人的警備と顔認証(来店者検知)システムの連携が決め手となる

- 1 警備員能力の高度化・平準化に役立つ。
例：顔認証システムの運用を理解していれば、保安員が変わっても同じ効果が出る。
- 2 顔認証システムの数だけたくさん警備の目が持てる。
例：1階の保安員に10階の事前登録者情報が入る。
- 3 顔認証システムがあれば長いスパンで正確に対応ができる。
例：一度登録しておく、例えば3年前の登録情報から捕捉が可能。
- 4 常習者に関しては早い段階で現行犯逮捕が可能になる。
つまり、万引が常習化しない前に、執行機関や関連機関(サポートなど)への引継ぎが可能となる。
- 5 防犯カメラの併用で、入店後から万引着手まで状況が可視化できることで未然防止に活かせる。

そのためにVMSを活用し事前の登録作業をスピーディーに行う

VMSを活用することで、店舗担当者(警備員含む)または本部担当者(業務委託先含む)がスピーディーに対象者の画像を登録・確認できます。



① 画像の登録は、警備員と店員、店舗管理者などのダブルチェックで誤認登録が無いようお願いします。

摺田祐司(理事)

日本電気株式会社

個人情報保護法を遵守した「防犯情報の共同利用」公開に賛同

個人情報保護法を遵守した「防犯情報の共同利用」公開に賛同します。

一昨年12月6日に当工業会が発行した「防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め2017年度版」の中に、「管理責任者が異なる小売店の関係者間で情報を共同利用する場合は、個人情報保護法上、①共同利用をする旨、②共同利用される個人データの項目、③共同利用する者の範囲、④利用目的、⑤責任を有する者の氏名又は名称を予め本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態(例：ホームページの掲載やパンフレットの記述など)に置くこと、が必要です。」と記載し、ご利用ユーザー様にご説明しました。(R1)

この度、渋谷書店万引対策共同プロジェクトの皆様にかかれては、その趣旨に沿った情報公開をされるという公正な発表に關し、当工業会理事会は賛同を表明します。さらにはプロジェクトメンバー及び関係の皆様が長年月をかけ、個人情報保護委員会、経済産業省、ITセキュリティ専門家、消費者団体、クレプトニア立ち寄り支援団体、法学の専門家、弁護士、米国小売業者、英国TCM研究者(R2) などから意見を聞き、適時、その過程を情報公開されてきたことも民主主義の理念に沿ったプロセスであると敬意を持って支持しております。今回の偉業は、民主日本の歴史に長く記憶されるべきものと願っております。



6月28日書店会館3階会議室での渋谷プロジェクト記者会見(当日写真は万防時第25号より引用)

レピュテーションリスクを危惧するあまり、警備や防犯の関係者は「防犯情報の共同利用」の議論を避け、「第三者提供の制限の例外規定」をガイドラインの解釈においてきましたが、防犯情報を関係者(委託先を含む)

で、データ管理、分析、利用を恒常的に行う場合は、「第三者提供の制限の例外規定」と「委託契約」に基づく法的根拠よりも、明文化された共同利用公開の方が、民主的であり、個人情報保護法の目的に合致します。防犯対策は、市民にその概要が公開され、支持されてこそ、本来の力を発揮するものと考えます。

一例として、北海道の「砂川市高齢者いきいき支え合い条例」は、高齢者がいきいきと自立して暮らすことができるように自ら行う健康づくり、生涯学習、ボランティア活動及びその他の活動を支援するために「個人情報の共同利用」が明確に謳われています。その実現のためには関係機関の早期連携が必要だからです。そのため緊急時の色合いが濃い「第三者提供の例外規定」でなく、民主的な「個人情報の共同利用」を条例の根幹においています。この条例は、高齢者の万引においても早期の対策、その後の見守り活動で役立っていると同市の人々からお聞きしています。

私たちは、各地域の人々が安全安心に日々の暮らしができるよう、経済面や社会面の仕組みづくりに力ながら日々研鑽に努めてきました。防犯面において最も働き去りにしないためにも、(R3) 今回の個人情報保護法を遵守した「防犯情報の共同利用」公開に賛同します。

山本健二（理事）

グローリー株式会社

(R1) 詳細は、個人情報保護法第23条第3号、同ガイドライン(52-55頁)、同Q&A(A5-28~A5-32)をご確認ください。

(R2) タウンセンターマネジメントの略。市街地の持続的な発展に向けた民間主導による開発活動。その内容には防犯活動が含まれます。

(R3) 私たちはこの考えを「防犯民主主義の実現」と思っております。

渋谷書店万引対策共同プロジェクトの開始にあたって

東京都渋谷区内にある三書店(京王書店販売株式会社警文堂書店渋谷店、大塚堂商事株式会社書店那大塚堂書店、株式会社丸善ジュンク堂書店MARUZEN&ジュンク堂書店渋谷店)以下「参加店」といいます。は、渋谷書店万引対策共同プロジェクト(以下「渋谷プロジェクト」といいます。)を行っております。

渋谷プロジェクトは、書店内において発生する万引き、盗撮、職務横断、暴行・傷害、公然わいせつ(以下「万引き等」といいます)に当たる犯罪事犯に適切に対処するために、相互に関連情報を提供しあい、これらの犯罪事犯による書店の被害を減少させるとともに、お客様に安心・安全な店舗環境を提供することを目的として、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます)第23条第5項第3号に規定する「共同利用」に基づいてプロジェクトを運用して参ります。

渋谷書店万引対策共同プロジェクト事務局
<http://www.manbouk.kouj.jp/hitbuyaj/index.html>より

小売業向け推奨顔認証システム制度ガイドラインの説明

JEAS自主認定制度

小売業向け万引防止用

推奨顔認証システム制度

ガイドライン

関口昭義（WG長）

パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社

工業会
JEAS 日本万引防止システム協会

第14回国連犯罪防止刑事司法会議(コンGRES)

(全世界から150国以上の国が参加予定)

コンGRESとは、犯罪防止・刑事司法分野の専門家が、世界の犯罪防止・刑事司法分野の諸課題について議論しつつ、その知見を共有し、コミュニケーションを図ることで、様々な分野における国際協力を促進し、より安全な世界を目指して協働することを目的としています。



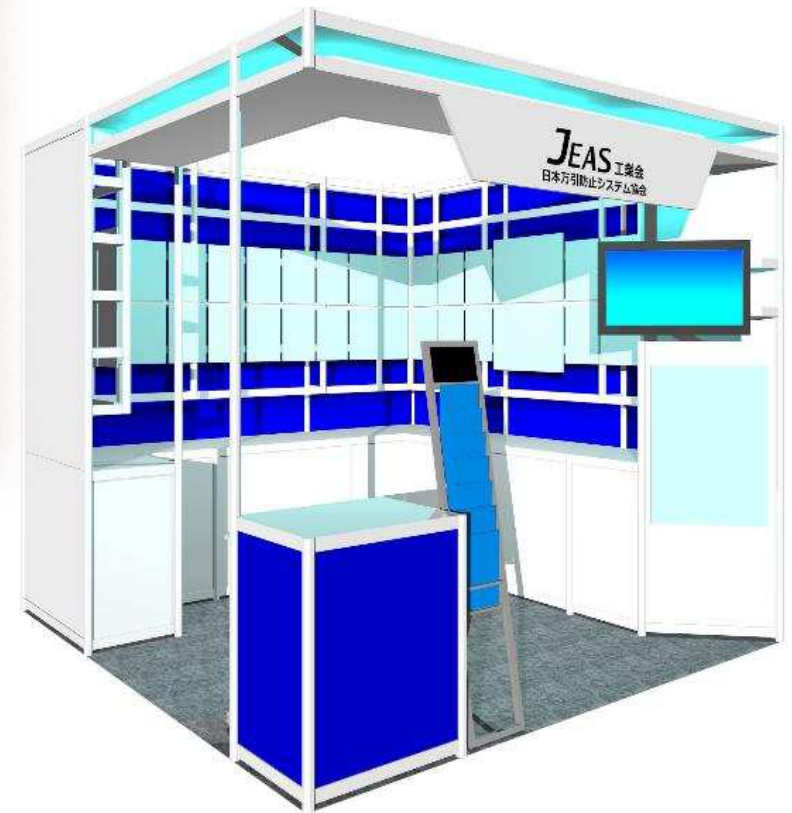
The Kyoto Congress

The 14th UN Congress on
Crime Prevention and Criminal Justice

April 20-27, 2020

Kyoto International Conference Center (KICC)

Photos provided by the courtesy of KICC



<http://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/>

JEASの展示ブースはNo. 26です

本日はご清聴ありがとうございました。

JEAS 日本万引防止システム協会

日本万引防止システム協会とは、
万引防止システムを製造、販売、サポートする企業の
業界団体であり、流通業界の健全な経営、また青少年
の非行防止という産業的、社会的役割を果たすべ
く、行政機関、関連業界団体とも連携をとり活動し
ております。

平成28年6月2日JEAS新活動宣言pdf

お問い合わせ 会員企業

ご質問・ご感想など
はHPの「お問い合わせ」
をご利用ください。

新規会員の入会も受
付けております。

会員ログイン

万引防止システム ハンドブック

協会資料ダウンロード

…工業会情報…

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法
の先端設備等に係る生産性向上要件証明
[電子商品監視機器、防犯カメラ]

万引|犯罪全般の情報
万防機構ホームページ

ENGLISH

協会フェイスブック

LPを学ぶ会

「日本EAS機器協議会」から「日本万引防止システム協会」へ
名称変更のご案内のお知らせ

工業会に関する情報